



キッツグループ
グリーン調達指針
(第2版)



2025 年 6 月

株式会社 **キッツ**

目次

1. はじめに
2. 環境基本方針
 - 2-1. キッツグループ環境理念
 - 2-2. キッツグループ環境行動方針
 - 2-3. 環境長期ビジョン
3. グリーン調達方針
 - 3-1. 基本方針
 - 3-2. 適用範囲
 - 3-3. お取引先様の選定において重要視する事項
 - 3-4. 調達品（モノ及びサービス）において重要視する事項
4. お取引先様へのお願い事項
 - 4-1. 環境マネジメントシステムの構築
 - 4-2. 環境規制物質の管理
 - 4-3. 環境関連法規制の遵守と報告
 - 4-4. 環境パフォーマンスの向上
5. お取引先様よりご提出いただく書類について
6. 問い合わせ先

1. はじめに

日頃は当社の生産活動に対して、ご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

キッツグループ（以下、当社という）は、「キッツグループ環境理念」に則り、かけがえない地球を環境汚染から守り、限りある資源を有効に活用するため、製品のライフサイクルすべての段階での環境負荷の低減を目指しています。

環境に優しい『安全でグリーンな商品』を市場に提供するためには、環境負荷の少ない材料、部品、包装材及び部品類の調達が不可欠であります。

環境配慮製品の創出、並びに環境意識の高まりにともなう企業の社会的責任に対応するためには、お取引先様にもご理解いただくとともに、サプライチェーン一体となって取り組んでいくことが必要不可欠です。その流れの一環として国内外から、企業の環境マネジメントシステムの構築や、製品に含まれる環境に悪影響を及ぼす可能性のある化学物質削減・含有量把握をはじめとする「**グリーン調達**」の推進要求が一段と強まっています。

このような背景のもとに、当社は法の遵守と社会的責任を果たしていくために「キッツグループグリーン調達指針」を策定し、地球環境に配慮した調達を推進してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社 キッツ

執行理事 経営企画本部長 ESG 担当 大田 裕

2. 環境基本方針

2-1. キッツグループ環境理念

キッツグループは、環境に配慮した商品・サービスの提供と事業活動の推進により、社会から信頼される企業を目指します。

2-2. キッツグループ環境行動方針

環境を経営の重要な視点として意識し、一人ひとりの社員が次の施策に積極的に取り組みます。

1. 環境に配慮した商品・サービスの開発と提供
2. 資源の有効活用
3. 廃棄物の削減と再使用・再利用の推進
4. 環境汚染の防止・予防

2-3. 環境長期ビジョン

長・中期環境目標を掲げ、グループ環境経営を推進しています。

＜長・中期環境目標＞

キッツは、創業以来、お客様にコバレルプを中心とする高品質な商品を迅速かつ継続的に提供するため、素材からの一貫生産体制を基本としています。中でも鑄造は高度な生産技術と大規模な設備を要する重要工程である一方、エネルギー及び廃棄物あるいは社員の安全にかかわる様々なリスクを内包しています。そのため、環境や安全に配慮したモノづくりが必要不可欠であることから、環境長期ビジョンでは「トリプルゼロ」を掲げ、取り組んでいます。

環境長期ビジョン 3ZERO(トリプルゼロ)		
①CO₂ゼロ 脱炭素の推進	②環境負荷ゼロ 資源循環の推進	③リスクゼロ 3防止(公害・労災・火災)
2030年 ▲90% 2050年 ▲100% カーボンニュートラル ※2013年度比 ※対象：国内グループ	- ウォーターニュートラル 節水、循環、涵養の推進 - ゼロエミッション 3Rの推進 鋳物砂再生利用の推進 梱包資材の配慮 ペーパーレス化の推進 グリーン調達への推進 - 汚染防止 脱VOC(塗料、塩素系溶剤)	- 環境事故ゼロ 環境汚染：0件(排水、VOCなど) - 労働災害ゼロ 重大事故：0件 休業度数率：0.10以下 - 火災事故ゼロ 火災、爆発事故：0件

3. グリーン調達方針

3-1. 基本方針

環境に優しい“グリーンな商品”を提供していくために、国内外の環境法規制への対応と限りある資源・化学物質の有効活用に関する考え方を明確にし、お取引先様からグリーンな材料、部品、包装資材及び製品の調達を受けることにより環境への影響と環境リスク・環境負荷の低減を図ることを目的とします。これは、国内外の法規制及びその動向、公害問題や関連する化学物質の有害性の程度等を考慮して当社が定めたものであり、次の事項を推進します。

- (1) 環境規制物質の含有率、含有量管理
- (2) ライフサイクルを通じたエネルギー管理
- (3) ライフサイクルを通じた水使用量管理
- (4) 希少資源使用量の削減管理
- (5) 紛争鉱物の管理

3-2. 適用範囲

●グリーン調達を対象とするお取引先様

本指針の適用範囲は、以下の(1)～(7)の製造または販売に関連するお取引先様とします。

- (1) 製品
- (2) 部品（金属・非金属）
- (3) 原材料（金属・非金属）
- (4) 製品に使用される補助材料(塗料、塗布剤、油脂類、インク、マジック等)
- (5) 包装資材・取扱い説明書
- (6) 他社が生産し、当社が販売する当社ブランドを表示した製品
- (7) 当社が製造に使用する設備、治工具、副資材、事務用品、消耗品

●製品含有化学物質の管理をお願いするお取引先様

製品含有化学物質の管理をお願いするお取引先様は、原則前述の(1)～(4)の製造または販売に関連するお取引先様としますが、市場の要望により個別に管理をお願いする場合がございます。詳細は付属書-1「製品含有化学物質管理基準」をご確認ください。

3-3. お取引先様の選定において重要視する事項

当社は、以下に記載する、環境負荷低減活動に取り組まれているお取引先様を優先的に採用いたします。

- (1) 環境負荷の低減に寄与する技術並びに原材料・資材・部品・設備及びサービスの提供を積極的にを行っている事業者であること
- (2) 環境負荷・含有化学物質等の情報を積極的に公開している事業者であること

- (3) CO₂排出量削減に努めている事業者であること
- (4) 再生エネルギーを積極的に活用している事業者であること
- (5) 環境関連の認証取得など、環境保全に積極的な事業者であること

3-4. 調達品（モノ及びサービス）において重要視する事項

当社は、以下の事項が実施されている調達品を優先的に採用いたします。

- (1) 環境関連法規制に適合していること
- (2) 自然環境・生態系への配慮のもと、有害化学物質を含有せず、または法規制の定める範囲であっても可能な限り低減されていること
- (3) 修理・部品交換などにより長期間使用可能になること
- (4) 環境負荷を考慮したリサイクル設計を採用し、分別・分解作業、廃棄処理・処分及びリサイクルが容易であること
- (5) 再生資源が活用されていること
- (6) 小型化による省資源化・省エネルギー化により、温室効果ガスの排出量を削減されていること

4. お取引先様へのお願い事項

4-1. 環境マネジメントシステムの構築

お取引先様におきましては、表1に記載の環境マネジメントシステムまたは、それに準じた管理体制の構築と維持向上への取り組みをお願いします。

表 1. 環境マネジメントシステム

規格名	事務局
ISO14001	国際標準化機構
エコアクション 21	地球環境戦略研究機関持続性センター
KES	KES 環境機構
エコステージ	エコステージ協会

なお、お取引先様における環境マネジメントシステム構築の状況を確認する目的で、必要に応じ、当社による聞き取り調査を実施する場合があります。

4－2. 環境規制物質の管理

本指針別紙の表 2～表 7 に記載する、社員の健康や環境に著しい危険を及ぼす恐れがある化学物質については、製造工程等での使用がないよう管理をお願いします。

また、製品中の化学物質、規制物質については、付属書-1「製品含有化学物質管理基準」に従い調査報告をお願いします。

4－3. 環境関連法規制の遵守と報告

全てのお取引先様は、国内外の環境関連法規制の動向を注視し遵法を徹底願います。環境関連法規制の違反または違反につながりかねない環境事故が発覚した場合は、発覚後速やかに当社担当購買部まで報告ください。

4-4. 環境パフォーマンスの向上

当社は、生産工程や物流における、エネルギー消費量、温室効果ガス排出量、廃棄物の低減及び水資源の有効利用などに積極的に取り組んでいます。お取引先様には、以下の事項について、環境パフォーマンス向上にご協力をお願いします。

- (1) 製品の省エネルギーに貢献する資材の提案
- (2) 事業活動における、エネルギー消費量、温室効果ガス排出量、廃棄物量、
水資源利用量の把握と削減推進
- (3) 希少資源使用量削減
- (4) 製品に使用する紛争鉱物（錫、タングステン、タンタル、金、コバルト、マイカ）の
精錬所の管理

5. お取引先様よりご提出いただく書類について

当社からの要求時、以下に記載する書類の提出をお願いします。

- (1) chemSHERPA (chemSHERPA-AI、chemSHERPA-CI) 注1
- (2) 「成分表」または「SDS」
- (3) RoHS 指令禁止物質調査表
- (4) 紛争鉱物調査フォーマット (CMRT/EMRT)
- (5) その他当社が指定する書類

注1. chemSHERPA-AI、chemSHERPA-CI

「アーティクルマネジメント推進協議会」のホームページにある製品含有化学物質管理ガイドラインを参考に、最新の情報伝達シートである chemSHERPA-AI または chemSHERPA-CI をダウンロード

ンロードし作成ください。

<https://chemsherpa.net/>

6. 問い合わせ先

「キッツグループグリーン調達指針」に関するお問い合わせ先

株式会社 キッツ 製販統括センター サプライチェーンマネジメント統括部 国内購買部

TEL:0551-20-4124 FAX : 0551-20-4283

purchase_inquiry@kitz.co.jp (購買問い合わせ窓口)

＜改訂履歴＞

改訂00 (2016.12.01) 第1版 新規作成

改訂01 (2025.06.06) 第2版 改訂

表 2. 安全衛生法第五十五条（製造等の禁止）（労働安全衛生法施行令第十六条）

No.	物質名	CAS No.
1	黄りんマッチ	12185-10-3
2	ベンジジン及びその塩	92-87-5
3	4-アミノジフェニル及びその塩	92-67-1
4	石綿 (アスベスト、クロシドライト、クリソタイル、アモサイ ト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト)	—
5	4-ニトロジフェニル及びその塩	92-93-3
6	ビス（クロロメチル）エーテル	542-88-1
7	ベーターナフチルアミン及びその塩	91-59-8
8	ベンゼンを含有するゴム (ベンゼン含有量が溶剤（希釈剤を含む）の5%を超える)	71-43-2

表 3. 安全衛生法第五十六条（製造等の許可）（労働安全衛生法施行令第十七条）

No.	物質名	CAS No.
1	ジクロルベンジジン及びその塩	1331-47-1
2	アルファ-ナフチルアミン及びその塩	134-32-7
3	塩素化ビフェニル（別名 PCB）	1336-36-3

4	オルトトリジン及びその塩	119-93-7
5	ジアニシジン及びその塩	119-90-4
6	ベリリウム及びその化合物	7440-41-7
7	ベンゾトリクロリド	98-07-7
8	石綿分析用試料等 (アスベスト、クロシドライト、クリソタイル、アモサイ ト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト)	－

表 4. 有機溶剤中毒予防規則第一条一項の三「第 1 種有機溶剤」

No.	物質名	CAS No.
1	1, 2 -ジクロルエチレン (別名二塩化アセチレン)	540-59-0
2	二硫化炭素	75-15-0

表 5. 特定化学物質障害予防規則第三十八条の八「有機溶剤中毒予防規則の準用」のうち 9 物質

No.	物質名	CAS No.
1	クロロホルム	67-66-3
2	四塩化炭素	56-23-5
3	1, 4 -ジオキサン	123-91-1
4	1, 2 -ジクロルエタン (別名二塩化エチレン)	107-06-2

5	1, 2-ジクロロプロパン	78-87-5
6	ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)	75-09-2
7	1, 1, 2, 2-テトラクロルエタ (別名四塩化アセチレン)	79-34-5
8	テトラクロロエチレン (別名パークロルエチレン)	127-18-4
9	トリクロロエチレン	79-01-6

表6. オゾン層保護法 特定フロン

No.	物質名	CAS No.
1	トリクロロフルオロメタン (別名 CFC-11)	75-69-4
2	ジクロロジフルオロメタン (別名 CFC-12)	75-71-8
3	トリクロロトリフルオロエタン (別名 CFC-113)	76-13-1
4	ジクロロテトラフルオロエタン (CFC-114)	76-14-2
5	クロロペンタフルオロエタン (CFC-115)	76-15-3

表7. 毒物及び劇物取締法 (特定毒物リスト)

No.	物質名	CAS No.
1	オクタメチルピロホスホリアミド	152-16-9
2	四アルキル鉛	75-74-1
3	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	56-38-2
4	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト	8022-00-2

5	ジメチル（ジエチルアミド-1-クロロクロトニル）-ホスフェイト	13171-21-6
6	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	298-00-0
7	テトラエチルピロホスフェイト	107-49-3
8	モノフルオール酢酸	144-49-0
9	モノフルオール酢酸アミド	640-19-7
10	前各号に掲げる毒物ほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する毒物であって政令で定めるもの	—